

(保護者の方へ：こちらは1か月児健康診査を実施する医療機関にお渡しください。)

1か月児健康診査 実施のお願い

(東京都外医療機関のご担当者様へ)

平素より、日野市の母子保健事業にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

日野市では、市民である生後1か月程度の乳児が受診する1か月児健康診査について費用助成を行っており、委託契約を締結していない医療機関にて受診され、一定の要件を満たした場合には、償還払いにて対応しております。

つきましては、お手数ではございますが、下記のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

記

【依頼事項1】

乳児が日野市民であるをご確認いただき、「1か月児健康診査受診票」の提示を受けてください。

「1か月児健康診査受診票」は、東京都にお住まいの妊婦であれば、原則、妊娠届を提出した際に交付されます。お持ちでない場合は、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

【依頼事項2】

「1か月児健康診査受診票」に記載している、基本的な健診項目を実施してください。

①身体発育状況、②栄養状態、③疾病及び異常の有無、④新生児聴覚検査・先天性代謝異常検査の実施の状況の確認、⑤ビタミンK₂投与の実施状況の確認及び必要に応じた投与、⑥育児環境や心配事の確認等の実施をお願い申し上げます。

【依頼事項3】

健康診査の結果を「1か月児健康診査受診票」に記載し、医療機関の押印またはサイン後、2枚目(請求原票)・3枚目(保護者控)を保護者にお渡しください。

産婦が日野市に償還払いの申請をする際に、結果の記入があり、かつ、医療機関の押印またはサインがある「1か月児健康診査受診票(原本)」と「1か月児健康診査費用の領収書(原本)」が必要です。

※受診票への記載が難しく、母子健康手帳に結果を記載する場合は、お母さんの気持ちに関する質問票の結果について、日野市から確認のご連絡をさせていただきます。

【依頼事項4】

健康診査の結果、市への情報提供や精密検査が必要と判断された場合、裏面の問い合わせ先へご連絡ください。

「1か月児健康診査受診票」の「今後の指導と区市町村への連絡事項」の「区市町村で行う」に○をつけていただき、裏面の問い合わせ先へ電話にてご連絡いただくとともに、セキュリティ対策を実施の上、受診票1枚目(医療機関控え)の写しをメールにて送付していただきますようお願い申し上げます。

(保護者の方へ：こちらは1か月児健康診査を実施する医療機関にお渡しください。)

問い合わせ先

名称	所在地	電話番号	メールアドレス
子ども家庭支援センター 母子保健係	〒191-0016 東京都日野市神明 1-13-2 子ども包括支援センター2階 ※郵送の場合 〒191-8686 東京都日野市神明 1-12-1	042-843-3663 (直通)	hohoemi_boshi @city.hino.lg.jp

【受付時間】 平日 8:30~17:00 (祝日・年末年始を除く)